別表「建築物に関する整備項目適用基準表」①

	対象建築物		対象規模 網掛け部分が対象建築物 床面積（以上～未満）※ 200㎡		1,000㎡		3,000㎡		5,000㎡	○☆整備項目 ①移動円滑化経路等	②出入口	③廊下等	授乳場所等	④階段	⑤傾斜路	⑥エレベーター及びその乗降ロビー	⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑧便所	ベビーチェア	ベビーベッド	⑨浴室又はシャワー室	⑩宿泊施設の客室	⑪観覧席・客席	⑫敷地内の通路	⑬駐車場	⑭標識	⑮案内設備	⑯案内設備までの経路	⑰公共的通路	施設利用者別用途一覧 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物
1	学校等施設	学校（幼稚園を除く。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○	特別支援学校	左記以外
		幼稚園				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
				○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
			○							○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		
		その他これらに類する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		
2	医療等施設	病院又は診療所（患者の収容施設を有するもの。）							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	すべての施設	
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
				○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
			○							○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		
		診療所（患者の収容施設を有しないもの。）				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
					○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
				○						○	○							○	○		○			○		○	○	○	○		
			☆								☆							☆						☆							
		助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
					○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
				○						○	○							○	○		○			○		○	○	○	○		
			☆								☆							☆						☆							
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	すべての施設	
		その他これらに類する施設				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○		
4	集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。）							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	すべての施設	
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
				○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
			○							○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		
		公会堂							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
				○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		
			○							○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○		
		集会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。）				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		
		公民館							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
		その他これらに類する施設				○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
				○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
5	展示施設等	展示場							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	すべての施設	
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
		その他これらに類する施設							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場					○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
					○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
				○						○	○							○	○		○			○		○	○	○	○		
			☆								☆							☆						☆							
7	宿泊施設	ホテル又は旅館							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	すべての施設	
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		その他これらに類する施設							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	事務所（他の施設に附属するものを除く。）
						○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
				○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
			○							○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		
		事務所（他の施設に附属するものを除く。）					○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		

○☆バリアフリー法令・東京都建築物バリアフリー条例・東京都福祉のまちづくり条例にて義務化の対象となるものは協議不要
※　既存建築物を改修する場合は、改修に係る部分の床面積